

20年経験者研修実施要綱

埼玉県教育委員会

1 目的

教職経験20年目の教員が自己の指導方法や教育実践を振り返り、より一層意欲をもち、学校運営に積極的に参加し、職務に取り組むことができるよう、時代に応じた専門的知識や幅広い教養を身に付けることを目的とする。

2 対象

20年経験者研修の対象となる教員（以下「20年経験者研修教員」という。）は、公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員で、原則として教職経験20年目の者とし、該当者は全員が受講する。

ただし、別表Ⅰに掲げる者は、20年経験者研修の対象から除外するものとする。

3 研修の種別・日数

| 種別 | 共通研修 | 校(園)内研修 |
|--------------------------|------|---------|
| 校種等 | | |
| 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校 | 1日程度 | 1回以上 |

4 研修内容及び方法

別表Ⅱを標準として実施するものとする。

5 報告

校長は、20年経験者研修教員の研修実施報告書を所管する教育委員会の教育長に提出するものとする。

6 実施運営

(1) 県教育委員会は、20年経験者研修を効果的に運営するため、20年経験者研修実施運営委員会（以下「実施運営委員会」という。）を設置する。

(2) 実施運営委員会は、県立総合教育センター総合企画長を長とし、その設置要綱は別に定める。

附則 平成17年3月10日制定

附則 平成21年4月1日一部改正

附則 平成28年4月1日一部改正

別表Ⅰ 20年経験者研修の対象から除外する者

| | |
|-----|-----------------------|
| (1) | 管理職及び管理職候補者名簿に登載された者 |
| (2) | 県教育委員会又は市町村教育委員会が認める者 |

別表Ⅱ 「標準的内容及び方法」

| 共通研修 | |
|------|---|
| 方 法 | 講演・講義・演習 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年経験者研修の意義 ・ 喫緊の教育課題 ・ 学校運営に必要な知識及び資質能力の向上 ・ 教員として求められるサービスや倫理 ・ 県が推進する学びの体験演習 等 |

| 校(園)内研修 | |
|---------|--|
| 方 法 | 授業(保育)研究会等 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導案の作成 ・ 研究授業(授業公開) ・ 研究協議 ・ 健康・食育に関する講義等 |